

杉並区立高南中学校いじめ防止基本方針

平成29年9月21日改定

1 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校においても、いじめ問題に適切に対処し、全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるようになることが重要である。

杉並区立高南中学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」）は、本校におけるいじめ問題を克服し、全生徒の安心・安全を保持するため、国のいじめ防止対策推進法（平成25年6月公布・9月施行）や、東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月）、杉並区いじめ防止基本方針および杉並区いじめ対応マニュアル（平成29年8月改訂）等を踏まえ、「いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処」を、総合的かつ効果的に推進するため、定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、「当該生徒が在籍する学校（高南中学校）や学級などに在籍している、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒」が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯・スマートフォン等を通じて行われるものも含む）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の人権や生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、どの学級・学校でも起こり得るという危機意識のもと、学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

特に、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とし、保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

- (1) いじめは人権侵害、差別の問題としてとらえる。
- (2) いじめられた生徒の心情にたって、生徒のいじめに対する理解を深める。
- (3) 生徒を守ることを徹底する。
- (4) いじめを傍観させない。
- (5) 解決に向けた生徒の主体的な行動を支援する。
- (6) 全教職員が一丸となって取り組む。
- (7) 保護者・地域・関係機関等が、総がかりで取り組む。

5 本校における取組

(1) 組織の設置

- ① いじめ防止対策委員会を設置する。構成員は、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・関係教員・スクールカウン

セラーとし、必要に応じ、スクールサポーター、PTA会長等が参加する。

- ② いじめと思われる事態が発生した場合は、校長は速やかに、いじめ防止対策委員会を招集し、事態に関わる事実関係を確認し、対応を協議するとともに、全ての教職員に周知する。
- ③ いじめ防止対策委員会は、事態が発生していない場合も、定期的に開催し、生徒の実態について情報交換を実施する。
- ④ いじめ防止対策委員会は、いじめに関する生徒アンケートを定期的に実施する。

(2) いじめの防止等に関する取組

① 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校・学級全体に醸成する。
- ・道徳教育及び人権教育の充実を図るとともに、読書活動・体験活動などを推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・学級活動を充実させる。
- ・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・校内研修の充実等を通じ、教職員の資質の向上を図る。
- ・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。
- ・学校通信、学年通信などを通し、家庭・地域との緊密な連携・協力を図る。

② 早期発見

- ・複数の教員で生徒をきめ細かく観察し、いじめに関する情報を恒常的に教職員全体で共有する。
- ・保護者や地域との連携を密にし、生徒の情報を得る。
- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施により、早期のいじめの実態把握に努め、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知による相談体制を整備し、生徒及び保護者に周知する。

③ 早期対応

- ・生徒のサインを見逃さない。
- ・いじめを発見した場合は、特定の教職員が一人で抱え込むことなく、速やかに管理職に報告し、学校全体で迅速かつ組織的に対応する。
- ・いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめた生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然と指導する。
- ・いじめを見ていた生徒が自分の問題として捉えられるよう指導する。
- ・関係保護者に助言し、必要に応じ支援する。
- ・保護者会を開催し、保護者と情報を共有する。
- ・関係機関、専門家等と連携し対応する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察へ相談し対応する。
- ・重大事態の場合は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。（または、学校の設置者(杉並区教育委員会)が行う調査に速やかに協力する。）
- ・重大事態について、教育委員会等へ速やかに報告し、場合よっては指示をあおぐ。
- ・いじめが解決した後も、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒の人間関係を継続して観察していく（3ヶ月）。